

国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領

(目的)

第1条 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド（以下「地域ブランド」という。）は、世界農業遺産の認定地域である豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町の6市町村（以下「認定地域」という。）内で生産される農林水産物やその加工品を認証し、地域ブランドづくりを推進することにより地域の活性化を図るとともに、世界農業遺産に関する情報発信を推進することにより世界農業遺産の保全・発展を図ることを目的とする。

(認証委員会)

第2条 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）は、地域ブランドを認証するため、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。
2 認証委員会は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会幹事会をもって充てる。

(認証品目及び認証基準)

第3条 会長は、地域ブランドを認証するため、その認証品目及び認証基準を別紙1のとおりに定めるものとする。
2 会長は、新たに認証品目及び認証基準を定めるとき、また変更するときには、認証委員会に諮問するものとする。

(認証申請)

第4条 認証を希望する農林水産業者、加工業者、販売業者等（以下「申請者」という。）は、認証申請書（乾しいたけは様式1-1、シチトウイ加工品のうち畳表は1-2、工芸品は1-3、米は1-4、茶の湯炭は1-5）を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める提出先（以下「市町村等」という。）を経由して会長に申請するものとする。
(1) 認定地域内に住所又は所在地を有する場合・・・住所又は所在地のある市町村
(2) 前号に掲げる場合以外の場合・・・県

(認証の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、認証基準に適合しているかどうかを国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局に審査させる。
2 会長は、前項の規定による審査の結果を考慮し、認証基準に適合していると認めた場合は、認証通知書（様式2）により、申請者にその旨を通知する。また、適合しないと認めたときは、理由を付して審査結果通知書（様式3）により、申請者にその旨を通知する。
3 会長は、前項の規定による通知の内容について関係機関に周知する。

(認証の有効期間及び再認証)

第6条 認証の有効期間は、認証の日から1年間とする。
2 前項に規定する認証の有効期間が満了する場合において、認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）が再認証を受けようとする場合は、第4条に規定する認証申請書を、有効期間が満了する前に市町村等を経由して会長に申請するものとする。

(実績報告)

第7条 認証事業者は、認証の有効期間満了後30日以内に実績報告書（様式4）を市町村を経由して会長に提出するものとする。

(認証の変更)

- 第8条 認証事業者は、認証の有効期間中、次のいずれかに該当するときは、速やかに変更申請書（乾しいたけは様式5-1、シチトウイ加工品のうち畳表は様式5-2、工芸品は5-3、米は5-4、茶の湯炭は5-5）を、市町村等を経由して会長に申請するものとする。
- (1) 氏名若しくは名称又は代表者を変更したとき。
 - (2) 住所を変更したとき。
 - (3) その他認証申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- 2 会長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、事務局に審査させる。
- 3 会長は、前項の規定による審査の結果を考慮し、認証基準に適合していると認めた場合は、認証通知書（様式2）により、申請者にその旨を通知する。また、適合しないと認めたときは、理由を付して審査結果通知書（様式3）により、申請者にその旨を通知する。
- 4 認証の変更があった場合、変更した認証の有効期間は、当初の有効期間の残存期間とする。
- 5 会長は、第3項の規定による通知の内容について関係機関に周知する。

(認証の取消し)

- 第9条 会長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証委員会の審議を経て認証を取り消すことができる。
- (1) 認証基準に適合しないと認められたとき。
 - (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
 - (3) 認証期間中、対象品目の生産又は販売がないとき。
 - (4) その他制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 2 認証を取消された者は、原則として取消の日から1年を経過しなければ新たに申請をすることができない。ただし、会長は、前項の(2)(4)に該当した者は再度の申請を受け付けないことができる。
- 3 会長は、認証の取消しがあった場合は、その認証事業者を公表することができる。

(認証事業者の責務)

- 第10条 認証事業者は、この要領の規定を誠実に遵守しなければならない。
- 2 認証事業者は、認証農林水産物の生産、販売等を通じて、地域ブランドに関する普及啓発に協力するよう努めなければならない。

(損害に対する責任)

- 第11条 認証品目の生産、販売等により事故等が発生した場合は、認証事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、協議会は、いかなる場合においても責任を負わない。
- 2 前項に規定する場合において、当該認証事業者は、遅滞なく事故等の内容を会長に報告しなければならない。

(認証マークの使用)

- 第12条 認証事業者は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が指定した認証マークを、認証農林水産物に貼付するものとする。

(その他)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は認証委員会が別に定める。

- 附則 この要領は平成26年2月3日から施行する。
- 附則 この要領は平成27年3月16日から施行する。
- 附則 この要領は平成28年10月3日から施行する。
- 附則 この要領は平成29年3月27日から施行する。
- 附則 この要領は令和元年12月5日から施行する。
- 附則 この要領は令和4年2月1日から施行する。
- 附則 この要領は令和4年10月3日から施行する。

附則 この要領は令和6年11月22日から施行する。